

防火川柳応募要領

応募の締切り日 令和8年8月24日(月)

飯田地区幼少年婦人防火委員会と飯田広域消防本部では、下記のとおり防火に関する川柳を募集します。

1. 応募できる方

- 飯田下伊那地域の小学校に在籍する児童

2. 応募の要件

- 防火川柳のお題（テーマ）は、「火あそび」、「住宅防火（コンロ・ストーブ、電気、住宅用火災警報器など）」、「たき火」の3つの区分で募集します。

※ 先生・保護者・指導者の方から火災予防の啓発を兼ね、お子さんに次のテーマ別の説明をお願いします。

- ・火あそび 好奇心が旺盛な子供たちは、マッチやライターなどを目の当たりにした時に、大人の目の届かないところで火をつけるなどして火災に発展し、大きな危険にさらされます。子供たちの命や財産を守るため、火遊びをしない誓いなどを川柳で詠ってください。安全な花火の実施についても含みます。
- ・住宅防火 住宅火災は生活の拠点を焼失することから、人命の危険が伴うとともに大きな損害が生じます。住宅火災の原因の多くがコンロ（てんぷら鍋のかけ忘れ・着衣着火等）、ストーブ（周りの可燃物、誤給油等）、電気（電化製品・コンセント・コード（半断線や家具等の下敷きにより発熱））等であるため、これらの安全な取扱いや周囲の整理整頓などの子供目線での気付きと、火災による犠牲者を減らすための住宅用火災警報器に関して設置と手入れについて詠ってください。
- ・たき火 管内の火災原因の多くは、たき火によるものです。裸火（たき火）は、周囲に燃えやすい物があつたり、風が強かつたりすると、予期せぬ飛び火や延焼により燃え広がり、建物火災や大きな山火事に至ることもあります。
たき火をするときは、消火器や水バケツなど、すぐに消火のできる準備をし、消防署にたき火の届出をしてから、周りに燃えやすい物がない場所で実施し、風が強い時は日を改めるようお願いしています。

（統計では、たき火の届出をせずにたき火をしたものが火災となる傾向があります。）

- 文字数は川柳（5・7・5）を基本とします。（字余り・字足らずは可能です）
- 特殊な文字や記号は使用しないでください。
- 応募作品は未発表（他の募集で入選等していないこと）で、自分で考えたものに限ります。
- 1人2作品まで応募できます。

3. 作品の提出先

- 応募用紙に記載し、以下のいずれかで応募してください。
 - ① 持ち込み
応募用紙を飯田広域消防本部警防課又は最寄りの消防署・分署に持参する。
 - ② FAX（FAX番号 0265-23-6007）
応募用紙を送信する。
 - ③ 電子メール（bousai-shien@119.iida.nagano.jp）
電子メールに、応募用紙を添付して送信するか、メールの本文に氏名（ふりがな）、性別、連絡先（郵便番号、住所、電話番号）、学校名、学年、作品を明記して送信する。
 - ④ 郵送（〒395-8533 飯田市東栄町 3345 番地 飯田広域消防本部 警防課）
 - ⑤ 学校で取りまとめて応募
- 応募用紙は、飯田広域消防ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの消防署、分署にもあります。

4. 入賞作品の決定

- 作品は厳正な選考を行い、最優秀作品1点・優秀作品3点・優良作品8作品を選び、入賞者には賞状及び副賞を贈呈します。
- 入賞作品は令和8年10月上旬頃に本人へ通知するとともに、飯田広域消防のホームページ等で発表します。
- 入賞作品は、防火カレンダー、防火チラシ、イベント等で活用します。
- 著作権は飯田広域消防本部に帰属します。
- 作品を使用する際には、川柳とともに氏名、学校名などを併記します。

問い合わせ先

飯田広域消防本部警防課

TEL 0265-23-6001（直通）

FAX 0265-23-6007

飯田広域消防ホームページ

<https://119.minami.nagano.jp/>